

名詞の記録と法的力

——西周の「性法」翻訳と「Philosophy」の翻訳の間

許 智 香

はじめに

「Philosophy」が「哲学」に翻訳されたことについて論じた研究は数多くある^①。それは、大きく二つの方向からアプローチされてきた。まず、西洋哲学の受容史的観点からの研究である。そこには明治思想史という分野も含まれる。もう一つは、西周（一八二九～一八九七年）という人物に関連し、「哲学」の翻訳をめぐるその様子を論じる研究である。「哲学」の場合、その翻訳の主体が明確であるがゆえに、思想史という分野においても、西周が「哲学」という翻訳語を打ち出し、かれにより西洋哲学が導入されたという叙述が必ず現れる。しかし、これまでの研究における西洋哲学の受容者という西周像は、かれを日本の近代化に貢献した啓蒙思想家として位置づけるものに繋がっており、そのような啓蒙主義者というイメージは、かれが兵部省に出仕する一八七〇年から作成しはじめた「兵家德行」「兵部論」「軍人勅諭」「憲法草案」を「軍国主義」より救出させる言説とも関わっている^②。

以上のような研究状況からは、近代学術として新たに形成された「哲学」がなぜ日本を越えて中国および植民地朝鮮まで広がったのかに答えることはできない。たとえば、日本から数多くの新しい翻訳語を受け入れざるを得なかった植民地朝鮮において、西周が新たな翻訳語を創出したことは、なんの合理性をもつことができず、そこからある必然性を発

見することもできなかった。近代学術の形成と関連して西周を論じる際に問わなければならないのは、かれが実際に直面していた様々な層位の経験である。Philosophy が「哲学」に翻訳されたことの東アジアにおける意味とは何だろうか。本稿は、この問いに対する一つの答えとして、また、既存の研究の限界を乗り越える試みとしてまずは、以下のような議論に注目したい。韓国の日本近代思想史研究者、金杭 (Kim Hang) は、自分の議論を「契約」と「自然状態」をめぐるホッブズの理論に対する注釈として位置づけながら、次のように述べる。

ここで書き示した文章はすべてこの (トマス・ホッブズ『リバイアサン』の「筆者注」引用文に関する注釈だといえる。それは自然的であり本来的であるものを人為的かつ非本来的なものに専有 (appropriation) ——筆者注) する分割と決定という暴力に関する話である。これは声を言語に、性命を法に導く暴力であり、だから人間が自ら (動物/自然) を否定し、自ら (人間/作為) になろうとする運動でもある。……
 ♪子♪と♪母♪は互いを互いの一部として認知するため、♪我が子、我が母♪という♪宣言♪は要らない。つまり、自然には♪名♪と♪存在♪の分割がないわけである。だから自然状態が自然状態として称されるためには、世界を分割し、分類する♪言語♪と♪法則♪が必要となる^④。

金杭はここで、名を持つ前の自然状態への回帰などを述べているのではない。ここでかれは、何かを自然化するには必ず世界を分割し、言語化する作業が伴われなければならないという点を逆説的に強調しているのである。

したがって、本稿では西週の翻訳作業について、彼自身が何らかの素材を手にし、その前には分割されていなかったため、存在すらしなかったといえるものを、新たな言語に置き換えるという問題として考察する。記録の問題。それは「nuncupare」、いわば「名にする」行為に他ならない。^⑤以下では西周が *Philosophy* に対して新たに名を付ける最初の場面を、かれが生前行った翻訳作業のなから論じていきたい。そのため、まずは、西週の翻訳作業がはじまった原点であるかれのオランダ経験に戻り、その際を持って帰った講義筆記の翻訳物である『性法説約』を取りあげる。この文章を通して「人ノ性」が遭遇するようになる新たな文脈に注目し、その新たな文脈を「性法」として記録することで、善悪の範疇が「性」概念から排除される過程について考察する。次に、*Philosophy* が「哲学」と翻訳される問題に関する先行研究を顧みした後、それに対する批判を「尚白劄記」の読解より試みる。

まず、かれのオランダ経験からみてみよう。

一 オランダ留学とその背景

一八五七（安政四）年五月、津田眞一郎と浅井勇三郎に並んで「蕃書調所教授手伝並役」に命じられた西周は、一八六二（文久二）年六月に「學術修行」のために津田とともにオランダへ発する。^⑥そして一八六三年一月よりはじまったフィッセリング (*Simon Vissering*, 一八一八～一八八八年) の講義が終わった一八六五年にかれらが手に持ったのは、「五科教授」

の内容を記したノートであった。^⑦「西周文書」の「性法万国公法国法制産学政表口訣」および「記五科授業之略」^⑧、そして講義がはじまる前の一八六三年六月一六日付で二人に送られたフィッセリングのメモ「Nota betreffende het onderwijs te geven aan de Heeren Tsoda Sin Ithrauren Nisi Siursoeke」をみれば、この「五科」が何を指しているのがわかる。「*Natuurregt Volkeregts Staatsregt Stathuisshouk Kunde Statistiek*」^⑨。それぞれについて津田は「天然の本分ナツウールレグト 民人ノ本分フォルケンレグト 邦国ノ法律スタートレグト 経済学スタートホイスホウドキユンデ 経国学スタチスチーキ」と、西は「性法之学 万国公法之学 国法之学 制産之学 政表之学」と翻訳する。すなわち後に出版された『性法説約』（西）、『万国公法』（西）、『泰西国法論』（津田）、『表紀提綱』（津田）は、一九世紀中頃においてかれらが経験したオランダの法政治学に基づいていたのであり、それはラングの相違とエクリチュールの差、そしてかれらの内部に存在したそれぞれの差異という複雑な経路を経ることで生まれたものといえる。^⑩

通常、西と津田のオランダ行は幕府史上最初の官府留学であり、「日本人が西洋の人文社会科学」を「正式」に学習した「最初」の例といわれる。^⑪ただ、実際において西の留学への願望は中々根強いものであった。かれは日米修好通商条約調印の折から使節団に従行者として同行させてもらおうと直接請うている。最初は、日米使節団として内命されていた岩瀬忠震、永井尚志、津田正路に同行を懇請するが、回答を待つ間「安政の大獄」によって永井、岩瀬らが失脚することになり、白紙に戻る。^⑫その後一八六一（文久元）年一二月に幕府は欧米使節団を出航させるが、そこに自分も同行したいと、使節団の竹内下野守（保徳）に会って「平生の望を懇へ」るが、これも無駄になる。^⑬しかし西の懇請はそこで止まらず、蕃書調所を通じてみようと思ひ、「一切に請ひ申し、前に下野守に

捧げつる文」を蕃書調所の浅野伊賀守(氏祐)に挙げたすえに、浅野の承諾を受けることになる。「如何にもして二人丈をば派遣せらる、様取計らふべしと、決く諾ひつ」¹⁷⁾。ところが、竹内渡欧使節団には志願した人数が多く、洋学者としては福沢諭吉、福地桜痴、寺島宗則、箕作秋坪等が随行することになっていたので、結局西の願望は叶わなかった¹⁸⁾。このような経緯を経てようやく二人は軍艦操練所の派遣留学生に同行してオランダへ行くことになる。

もう一つ、西と津田のオランダ経験をかれらの伝記と合わせて考える場合に見逃してはならないのが、幕末期における対外関係である。すでに指摘されているように、幕府の学問所は「朱子学の研究と学生教育による教化および人材の育成にとどまらず、現実の役に立つ学問を求められ」ていた¹⁹⁾。地誌調所の「対外関係資料集の編纂」や、学問所の儒者たちの政治的役割——蝦夷地やロシア使節、朝鮮通信使などに関する諮問への回答、「外国関係に携わる役職」への登用など、古賀家に代表される儒者たちの対外認識と対応は、「開国・開港」という政治的局面における学問自体の変動様相をよく示している²⁰⁾。

以上の西と津田の留学の背景からみても、学問の受容と政治的関与を別に語るのは妥当でないことは明確である。このような前提より以下では、西の西洋哲学受容だけを取りあげてその様子を分析することを止揚し、まずはオランダ経験の源泉を成す「*regt* (*recht*)」をめぐるかれの発言と記録について検討してみたい²¹⁾。

二 「*regt*」原権「性法」

「性法」とは、フィッセルングの講義 *Natuurregt* に対して西が付けた語であるが、その講義録をはじめて翻訳し、刊行したのは神田孝平であっ

た(『性法略』一八七一年)。西が他の講義録「*Volkenregt*」の翻訳『万国公法』(一八六六年)で予告した「性法説約」の草稿はその後紛失し、戦後になって発見される²⁴⁾。それが『性法説約』(一八七九年)である。

西は神田の『性法略』に以下のような序文を附した。

弱之肉。強之食也。今夫当鉄甲之艦。空発之彈。相争於烟焰轟起之際。孰知烏之雌雄。当此時。儒冠可得而溺矣。雖然。不可遂以馬上治天下。則丁公之戮雍齒之封不可已。而約法三章。不可謂無用意也。法律淵源乎人性云者。豈謂虚妄耶。西洲有此論。創乎和蘭虎哥氏。而此書係畢氏口訣。而余等筆之者。……²⁵⁾

西はここで、雍齒封侯、丁公被戮という故事を例に挙げて法の必要性を強調する。また、ここでいう「性法」とは、西と津田が筆記したフィッセルングの講義、なかでもフーロー(Hugo de Groot, 1583～1645)が創設したとされる自然法であると記されている。以下、具体的な「性法」の内容を、西自身が翻訳した『性法説約』を通して検討してみよう。

西が書いた『性法略』の序文の内容をそのまま受けいれると、フィッセルングの自然法講義は一六世紀におけるフーロー・グロティウスの自然法論に基づくものであったと読み取れる。通常、グロティウスの自然法思想は、人間は社会に対する自然的傾向を持って生まれるというアリストテレスの定式と、人間の理性を自然と一致させるキケロの自然法(*De Republica*, 三編一二節)を受け継ぐものと位置づけられる²⁶⁾。ところが、当時のオランダにおけるフィッセルングの自然法理解はそれほど単純なものではなかった。これについては大久保健晴の研究が参考になる²⁷⁾。

大久保健晴は西と津田がフィッセルングから教わった自然法講義を検討し、フィッセルングの自然法論が当時オランダ法学においてどのよう

な文脈から形成されたかについて詳細に分析している。とくに、フィッセルングがライデン大学に在学する際に自然法講義を担当した H. コック (Hendrik Cock) の著作『自然法、国法、国際法』(一八三七年)の特徴を明らかにした上で、フィッセルングとの共通点および相違点を見出しつつ、他方でフィッセルング自身の著作『政府と国民 オランダ国家統治の原理』(一八四六年)に多くの影響を与えた人物で、当時ライデン大学の指導教官でもあった「自由主義運動の指導者、J. R. トルベッケ (Johan Rudolph Thorbecke)」の『法と国家に関する反論』(一八二五年)の内容をも指摘している。これらの分析を通じて大久保は、西と津田が教授された自然法講義とは、人間内面の善悪よりなる「道德」と、外面的な行為を含めた「正不正」よりなる「自然法」に区分したコックの議論を受け継いだフィッセルングの理解に即していることを明らかにする。またそこで注目すべきなのは、外面的行為に関わる自然法の最高原理とはカントの定式、つまり「汝の外面的自由が、他の全ての人々の外面的自由とともに存在しうるように行動せよ」というものであったと指摘する²⁸⁾。しかし、コックが国法について「自由な道德的主体として自然権を持つ人間が、自発的に自らの権利を譲渡し契約する」ものとみなした反面、フィッセルングはそのような「国家の歴史的起源に社会契約を求め見る見解」を妄説として斥けたという二人の立場の差異についても指摘されている²⁹⁾。一方、フィッセルングの著作にも多くの影響を与えたトルベッケ法学の特質とは、「国民の習俗や環境に基づく法体系の歴史的生成・発展」を説くものであり、このような言説はオランダの自由主義改革という文脈と相まって一八四八年における憲法改正以後、首相を勤めるトルベッケの立場をよく現しているとも述べる。

全一五章に構成されている西の『性法説約』は、コックが「道德」より外面的行為に関わる「自然法」を区別したのと同じく、「第一章 第二

節 人ノ大地ニ在ルヤ他ノ人々ト共ニ相生養ス理勢便チ然リ De mensch is bestemd om met andere menschen op aarde te zamen te leven.」³⁰⁾人間の社会性を「性法総論」に基づいて記している。ただし、ここで注目したいのは、『性法説約』の内容全体が「道德 (moraal)」と区別された、社会的存在としての人間を前提にした「自然法 (naturrecht)」を扱っている点である。そこには「翻訳」とりもなわず、一九世紀まで蓄積されてきた西洋法学の文脈と概念、そしてオランダ語の翻訳という実際の問題が当然含まれるだろう。そのなかでも、西が *naturrecht* に対して「性」という概念を用いて翻訳を試みている点が注目される。

『性法説約』の全一五章の内容を現在の言葉でまとめるとはさほど難しくはないが、ここではあえて省略したい。その代わりに、以下では西が「性法」として記録する内容そのものに集中し、「性」という概念が新しい文脈に置かれていく様子を検討したい。

西は「第一章 第一節」で「性法ハ人ノ性ニ本ツク故ニ是ヲ性法ト名クル也 Het naturrecht heeft zijnen grond in de natuur van den mensch. Daarom heet her naturrecht.」³¹⁾ *naturrecht* を「性法」と翻訳した理由を、それが「人ノ性」に基づいているからであると述べている。しかし、以下の内容を見ると、「人ノ性」と称されるものは、既存の「性」概念とは違って新たな訳語である「性法」を支えるものとなっている。

結論からいうと、『性法説約』において「性法」の前提となる「人ノ性」とは、朱子学的概念とかなり異なるものであった。まず、「第二章」から「第五章」までの内容は、そこに存在としての人間、空間的に動き、物を取るといふ行動、物を口に入れる飲食などの、言うまでもなくそうであつてそうしてきた人間の姿が「原権」として成文化されてい

る。たとえば「第二章 自有ノ原権ヲ論ス」では、

第一節 自有ノ原権トテ吾人ノ本体ト共ニ立チ吾人ノ生理ト相合シ
吾ト其存亡ヲ共ニスル者ヲ謂フ

第二節 又能ク是ヲ名ツケテ資稟ノ權ト謂フ是レ恰モ吾人ノ生ト共
ニ受ルカ如クナレハ也

第三節 此ノ原権三ツアリ

第一二ハ 存立ノ權

第二二ハ 制行ノ權

第三二ハ 物ヲ取テ用ニ供スルノ權³⁴⁾

この「自有ノ原権」とは、「存立」つまり「生ヲ保全保護スル」權利と、「制行」つまり「動靜」を「自己ノ取捨ニ任セテ」行フ權利、そして「存立」する以上「生命ヲ保」つためには「外ニ在ルノ物品」や「飲食」を用いざるをえないという權利を表す。つまり、人間が物質的な存在として捉えられているが、この点は「他人」が登場する部分においても同様である。たとえば、他人が頻繁に登場する「第六章」から「第十四章」までの内容は、「仮有ノ原権」すなわち、生來の生存から生じるものではなく、外部の「物件」と「人身」と遭遇する場合に生じる權利を扱っている。ところが「物件上ノ諸權」のなかで「所有ノ權」が生じる理由は、人間がその生命を保つために外部にある物を取るしかないからであり（「人身ノ物タル地上已カ外ニ在ルノ物品ヲ取テ其用ニ供スルニ非レハ如何ソ其生命ヲ保シ其存立ヲナス事ヲ得ン」³⁵⁾、そこで、「未タ他人其用ノ為ニ取有セサル者ニシテ始メテ」所有する權利を持つと説明される。すなわち、西がフィッセルングから教わった「性法」の内容とは、高度に抽象化された「社会」という概念と出会う前の、むしろ生き物としての二人以上

の人間に関わる權利であり、またそれは、国法や万国公法のような具体的な調停者の存在が登場する以前の、あくまで *natuur* な人間に付与される權利であった。そこで西は、權利 *regt* を「原権」と翻訳し、それが成文化された形である *natuurregt* を「性法」と翻訳したのである。

ここからは入念な読解が必要となる。フィッセルングは自分の先生コックがそうしたように、自然法 *natuurregt* を道徳 *moral* から区分する構文を第一章の「Par8」に明示するが、そのくだりを西は次のように翻訳する。

第一章 第八節 此善惡ノ際ニ於テ辨別ヲナスハ第一地頭ニ在ヲ吾人凡百ノ行事ヲ論定スル者「模羅爾」即チ名教ト云フ (Dit onderscheid tusschen goed en kaad wordt in de eerste plaats voor al onze daden bepaald door de zedeleer (moral))³⁶⁾

第三章 第七節 夫ノ貧乏ヲ慰シミ殘疾ヲ恤シ老弱ヲ扶ケ又人ノ生命ノ急ヲ救フノ義ハ皆名教ノ源ヨリ發シ性法ノ基ニ本ツクニアラズ (De verplichting om armen, gebrekkigen en zwakken te helpen, of om iemand uit levensgevaar te redden, vloeit voort uit de zedeleer, niet uit het natuurgegt) (以下、引用文の傍線はすべて筆者による)³⁷⁾

この西は *moral* を「模羅爾」「名教」と翻訳し、「貧乏」「殘疾」「老弱」な人を救恤するのは「名教」に属するものであり、それは「性法」ではないという。すなわち、朱子学的概念である「性」に孕まれている「善惡の範疇」を排除する形で「性法」が翻訳されたのであるが、そのよるな人間の内面に関わる議論を退けながら、あくまでも物質的な人間を描き出した『性法説約』の内容こそ、概念としての「性」に与えられた新たな文脈であった。

さらに、「性」をめぐる新たな文脈に関連してもう一つ指摘すべきことは、*regt*を「原権」と翻訳している点である。オランダ語 *regt* は、形としては現れない「権利」と成文化される「法」という意味を同時に有している。それを西は「権」と「法」としてそれぞれ捉えたのであるが、「権」については「原」という漢字を当てて「原権」という名詞で翻訳したのである。この問題についてはまず、西以前、あるいは同時代において漢字語「権」がどのような意味合いを持っていたかを把握する必要があるだろう。

KEN, ケン, 権, n. Power, authority, influence. -wo furu. to show one's power. -wo toru. to hold the power, to have the authority. -wo katte mono wo iu, to talk assuming an air of authority. Syn. IKIYOI^④

RIGHT, v. Tadashii; yoi; makoto, jitsz; yoroshii; migi. -side, migi no hō. -and wrong, zen-aku; ri-hi; ze-hi. All right, yoroshi; yoshi; RIGHT, n. Dōri; michi; ri; gi; zen; szji; hadz; beki. To put to rights, soji szru. -and left, sa-yū.^⑤

これはヘボンの『和英語林集成』初版（一八六七年）に出てくる「権」の説明である。上段の例文からわかるように「力を振る」「力を取る」「勝手もの（ママ）を言う」という一般的に使われそうな具体的な表現が書かれている。また、下段の RIGHT をみると、「正しい、よい、まこと、じつ、理、義、はず、べき」など、実際の人間関係で通用される倫理的概念に対応していることが確かめられる。一方、同時期に福澤諭吉は『西洋事情二編』においてブラックストーン (Sir William Blackstone, 1723 -

1780) の『イングランド法釈義 Commentaries on the Laws of England』(1765 - 1769) を抄訳しているが、かれは「ライト right」という概念を「人間の通義」として翻訳しており、とくに自然法における人間の権利については「無係の通義」と記している。ちなみに、この「無係の通義」はかれによると、「天賦の自由」であり、そのため直ちに具体的な調停者である国家へ譲り渡されるものとして描かれる。そこに、生き物として抽象化された人間の様態に対して「原権」という表現を用いながら、それに権利を与える西の「性法」との違いがあった。^⑥

すなわち、福澤は「ライト」を一定の名詞として記録することなく、あくまで「国律」を前提にして理解しているのである。その反面、西は、フィッセルングから教わった自然法の内容を翻訳するに当たり、既存の「権」概念としては取り入れることのできない新たな人間の権利に直面したのであり、それを「原権」と翻訳したのであった。そのような翻訳作業は、それ以前は疑われることもなく、当然のことと思われていた人間の存在、つまり動きや食欲の行為などに「権利」という概念を与えるものであったが、とりわけ新たな文脈のもとで物質化された「性」に、そうした人間の「原権」を総括する形が与えられた。

三 Philosophy の翻訳をめぐる研究状況と「尚白劄記」

前節では、*natuurregt* の「性法」という翻訳語が善悪の範疇を「モラル」に置き換えつつ、生き物として抽象化された人間のあり方を「原権」として記録した点を確認した。これまで政治史および法思想史においてしか論じられることのなかった『性法説約』は、西周による Philosophy の翻訳、そしてその学問の受容とも無関係ではない。以下では、この点を論証していきたい。

先に述べたように、西における Philosophy 翻訳の問題を新たな方向から考察するためには、かれが生前行った翻訳作業を連続的に捉える必要がある。つまり「近代日本哲学の父」という評価に惑わされて、今日に通用される学問分類から問題を把握してはならないのである。そのため以前節まで、実際の西の経緯に沿って、まずオランダ経緯より議論をはじめた。では、Philosophy の翻訳の場合はどうであろうか。以下では、名称の誕生から物事の始原を捉える視点が直ちに偉業への称賛、あるいは「日本哲学」のアイデンティティー模索に繋がってしまうことに注意しつつ、名詞としての記録の始原という問題を考えたい。

西が「斐鹵蘇比」、「ヒロソヒー」と呼んでいたものを「哲学」と翻訳するに至った経緯に関しては、これまで多く言及されている。かれにおける Philosophy という概念の痕跡を一度整理すれば、まず、「哲学」と名づけられる前にそれは「西洋之性理之学」やカタカナ表記の「ヒロソヒ之学」（二八六二年）⁴⁶、そして「斐鹵蘇比」（一八七〇年）と、音仮された形で現れた。それが、「Philosophy φιλσοφία 愛 聖希天賢希聖士希賢 / οοφια 賢周茂叔 / 希賢 理学 窮理学」という痕跡を経て「philosophy」になる（一八七〇年）⁴⁸。

これまで西周における Philosophy から「哲学」への翻訳を論じた研究は、その概念に当たる部分だけを用いたのであり、結論としては次の点が指摘された。一、実際に当時の人々が「哲学」を目にしたのは一八七四年『百一新論』の刊行による、二、『百一新論』が起草されたのは一八六七年であったので西が哲学という用語を用いたのは一八七四年より早い、三、一八七〇年の私塾育英舎の講義録「百学連環」においても「哲学」を用いている、四、当時漢訳としてもよく使われていた「理学」や「窮理学」を西は避けた、なぜなら朱子学的概念である「理」と区分するためだった、と。

とくに四つ目の場合、「生性発蘊」に「理学理論ナト訳スルヲ直訳トスレトモ、他ニ紛ルコト多キ為メニ今哲学ト訳シ東洲ノ儒学ニ分ツ」と明示されている点が根拠として挙げられ、「儒学」との区別のために新たな用語を用いたと主張されてきたのであるが、それは史料の表面上の解説としては間違っていない。しかし、西は「生性発蘊」の文脈において儒学について何の解釈や説明も行っていないことに注意されたい。というのは、以上のような解説は、「宋学の理に対する反感」が前提であるかのように捉える視点を取っているからだ。このような議論を乗り越えるため、本節では西の「尚白劄記」（二八七二年起稿推定、一八八四年）に注目したい。この文章は、「理」の「差異を認識しない朱子学」を批判したものと捉えられてきた。しかし、「尚白劄記」の全体的な内容からみると、そのような評価は部分的なものに過ぎない。

西が「尚白劄記」においてまず述べているのは、「學術上の統一」というものである。「凡ソ百科の學術に於ては統一の観有る事緊要たる可し、學術上に於て統一の観立ては人間の事業も緒に就き、社会の秩序も自ら定まる」⁵⁰。かれはここで、學術上の統一観を立てることができれば社会も安定するといひ、学問と社会との安定的な関係を論じている。ところが、このような目的からすると、未だに「生理と性理との相連結するの理趣を講明して発見し得る」に足りていないと自分を責めつつ、儒学的「理」概念を振り返っているのが、まさに「尚白劄記」である。

奥居斯多・坤度嘗て五学の模範を著はし、天上理学（天文学）、地上理学（格物学、化学）、生体学（バイオロジー）社会学（ソシオロジー）と為す、是現象の尤概通単純なる者より尤特別組織せる者まで、其理法の度に準して定めたる者なれば、近世の諸名家も亦之を取れりと見ゆ、然れとも余は未タ其生理と性理との相連結するの理趣を講

明して発見し得るの力に乏しければ、姑く心理と物理とを両種と為して之を説き、唯事業上に就きて其統轄隷属する關係を説かんと為す^⑤。

以上の引用文から、西が文頭で述べる「學術上の統一観」というのが、オーギュスト・コントの理論から借用したものであることがわかる。学問をそれぞれの領域で区画する考えを拒否し、理法の組織程度によって天文学から社会学へ発展するものとして学問を捉える理解は興味深い。以下では、かれの「理」概念の用い方に注目してみよう。

是理と言ふ辞の定義、即理の本体なる者は如何と言ふ事也、其字は支那の古来よりの字にて、儒書は皆理を論したる者也、中にも……、元來說文の治玉の義にて、其^レより脉理、條理、膝理、文理等に転し、其組織の整然條理有りて紊れざる事を指したる者なるを、又一転して道理と云ふ尋常の觀念を徴する語と成り、今は此一字なれば専ら此觀念を示すなり、本邦の語にては「コトワリ」と訓す……又「ハツ」と言有り……。

然て理と云ふ辞、欧言にては的訳を見ず、其故にや、本邦従來の儒家は「西人未曾知理」と「此語山陽先生の書後題跋に見ゆと覚ゆ、勿論當時は欧の学未開けざる故なり」云へりと見ゆれと、是理を知らざるには非らず、指す所異なる也、蓋シ欧洲近來の習にては、理を二つに言ひ分けたり、例すれば英語の「レーズン」「ラウ・オフ・ネチュール」……「レーズン」は泛用にて道理と訳し、局用にて理性と訳す、……理性と道理と云ふ字義の内には、天理天道など云ふ意は含まぬ事と知る可し、然て一方の「ネチュール・ラウ」と云ふ

は理法と訳す、直訳すれば天然法律の義なり、……人事に關せざる者を指し……客觀に属する者なり、此外に又「フリンシプル」……原始の義にて元理と訳する辞有り、又主義なども訳し、何にても本つく所を指せば、必理のみにも非れども、理の時は例すれば仁とか義とか云ふ如き、元始と立つる現象を指す也、又此外に「アイデア」……此語本見ルと云フ語の変化にて、照影照像の義よりして、何にても物体の印象の心に留存する者を指すを本義と為し……此語は今觀念と訳す、是は理の字と余り関涉無き様に見ゆれと、深く宋儒の指す理と同一趣の理を徴する語と成れり。

つねに言葉の字源から議論をはじめ西らしく、ここでも「理」を「玉」という形象字から説明している^⑥。しかしその後、「理」が西洋の概念に当てられると、それと同時に「理」そのものが様々な概念に引き替えられ、その引き替えられた形が翻訳語として現れるようになる。つまり、「理」が歴史的な観点から引き離され、いわば水平線上のあちこちから、理由のわからない、「玉」から外れた複数の「理」が産出されているのである。

この「尚白劄記」は、翻訳が抱えている瞬間的、あるいは非歴史的なイメージを今日の私たちに鮮明なメッセージとして投げかけている^⑦。朱子学的「理」概念の批判が目的であったといってしまうと、西は「理」概念の歴史性に止まったことになる。しかし「尚白劄記」において西が行っているのは「理」の廃棄ではなく、最後まで「理」を掴み、その意味を様々な方向から問いかけながら、外部を呼び出し、それをまた「理」に引き替え、引き替えられた「理」によって既存のものを分割する作業であった。

このように「理」を再三問いつつ、外部の概念に「理」を当てて翻訳

語をつくり出す作業が行われていた限り、「philosophy」だけは特別であった」と主張するのは妥当ではないと思われる。「欧人」の「理と指す」ものが「一層緻密也」と述べているように、西は「理」という概念を前提にすることでしか西洋の概念を理解しえなかったのである。また、「其他知らざる所の理固より多し、其自ら知の至らざるを以て之を理外と為、之を事実に合せざる者なりと云ふは是理の至らざるに非らずして、我か至らざるなり、吾人固より理の一端を知れども其全体を知る事能はざる事有り、仮令へは宇宙の如き」と述べているように、かれにおいて「理」とは未だ規定されない全体性を有する概念として存在した。その意味で、西がしばしば挙げる「学術上に於て統一の観」の樹立という課題は、むしろかれの「理」理解と深く関わったものだったかも知れない。そして、西洋概念の漢字語への翻訳とは、学術統一という命題と層を異にする、より現実的な作業——「尚白劄記」で行った「理」を西洋語に翻訳するような作業——として据えられていたのである。

おわりに

上記したように、Philosophy は「百学連環」におこつ「Philosophy gyo 愛 聖希天賢希聖士希賢 / ooua 賢周茂叔 / 希賢 理学 窮理学」という痕跡を経て「哲学也者」と、ルビを振った形で「哲学」になっていった。周敦頤を参照しつつ「希賢」としたのが、また「窮理学」を伴いながらなぜ最後には「哲学」になったのかを、推し量ることは難しい。「希」から連想される哲学の源であるギリシャや、おそらく西も読んだであろう「説文」の「哲」の意味など、その間に想像されるすべての仮説は結局憶測になるので、ここでは取り扱わない。その代わりに本稿で試みたのは、西が既存の「性」や「理」をどのように断ち割り、外部

の何を包摂しているのか、そして、それをいかに記録しているのかを追跡することであった。このような作業なしには新たな名詞を用いることは不可能であったろうし、既存のものを分割する作業を通じて翻訳語の創出も可能だったはずである。

本稿では、Philosophy が「哲学」に翻訳される様態を、以前の「(近世帝國的な) 帝国」のなかで共有されていた諸概念が変異・解体していく過程として考察しようとした。西周の「哲学」翻訳を、時期的に異なるいくつかの場面を踏まえながら考察したのは、そのためであった。すなわち、かれが「naturegi」を「性法」に翻訳したり、「理」を西洋の概念に置き換えたりするなど、既存の「性」や「理」が新たな文脈で呼び出されていることは、新たな概念の創出にもつながっていくと考えられる。西はその後、「生性発蘊」において本格的に西洋哲学史を記していく。それは実は、ルイス (G. H. Lewes, 1817-1878) の *A Biographical History of Philosophy* (1845-1853) の翻訳であった。そこで西は既存の言葉で記せない様々な層位の概念に直面し、それを翻訳するに当たっては再び「人ノ性」という言葉を主語の場所に置くという方法を用いている。たとえば、イギリスの経験主義者と呼ばれるロックの有名な *tabula rasa* という説は「人ノ性ハ猶白紙ノ如シ」のように記される。これについての具体的な検討は今後の課題にしたい。

注

- ① 代表的なものとして藤田正勝「日本における「哲学」の受容」『岩波講座 哲学一四 哲学史の哲学』岩波書店、二〇〇九年。
- ② 最も早いものに、井上哲次郎『岩波講座哲学・明治哲学界の回顧』(岩波書店、一九三二年)、最も新しいものに、松島弘『近代日本哲学の祖・西周——生涯と思想』(文芸春秋企画出版部、二〇一四年)。
- ③ 大久保利謙「西周の軍部論——軍部成立の思想史裏づけ——」(『日本歴

史』第四五号、一九五二年）、梅溪昇「近代日本軍隊の性格形成と西周」〔『人文学報』京都大学人文科学研究所、第四号、一九五四年〕、「軍人勅諭の成立と西周の憲法草案（二）」〔『史林』第三八卷第一号、一九五五年〕。

④ 金杭『말하심과 먹심(語る口と食う口)』세물결、二〇〇九年、一三三頁。なお、以下韓国語文献の引用は筆者の翻訳による。

⑤ ジョルジョ・アガンベンは『言語の聖事——誓約の考古学——』において「誓約・誓い」の起源を、既存の解釈つまり、呪術や宗教の領域から誓約の起源を求めるパラダイムを否定し、歴史的記録つまり、古代法と聖書に現れる実定的力の分析を通じて求める。その過程で明らかになるのは、誓約／誓いが呪術や宗教から出たという結論ではなく、逆に宗教や法学（学問と論理）が誓約／誓いから胚胎される形である（Giorgio Agamben, *The sacrament of language*, Translated by Adam Kotsko, Polity Press, 2010, p.62）。本文中の「nuncupare」の辞典的意味は「nuncupo 1. 宣言する. 2. 指名する. 3. 宣誓する. 4. 名前を呼ぶ, 呼びかける. 5. 名付ける, 称する」である（水谷智洋『LEXICON LATINO-JAPONICUM Editio Emendata』 研究社、二〇〇九年、四二二頁）。

⑥ 西周「西家譜略（自叙伝）」大久保利謙編『西周全集』第三卷、宗高書房、一九六〇年、七三四～七三八頁。

⑦ 現在、次の文書より「五科教授」の内容が推測できる。まず西周に関しては「西周文書」に「記五科授業之略」「性法万国公法国法制度学政表口訣」と、「西家譜略」のなかに収録されている「五科口訣紀略」、そして刊行本に『性法略』（神田孝平、一八七一年）、『性法説約』（一八七九年）、『万国公法』（一八六八年）がある。また、津田真道に関しては「津田真道文書」に「泰西法学要領」「表紀論略」「西洋承認手引序論」「尼達蘭国法政令手引草」、そして刊行本として『泰西国法論』（一八六八年）、『表紀提綱』（一八七四年）がある。

⑧ 「記五科授業之略」「西周文書」リール三、国立国会図書館憲政資料室所蔵。

⑨ これは「五科学習に関するフィッセルリングの覚書」という題目で『津田真道全集』上巻（九一～九二頁）および『西周全集』第二卷（大久保利謙

編、宗高書房、一九六二年、一四二～一四五頁）に収録されているが、オランダ語そのままを翻訳すると「西周助と津田真道に送る授業に関するメモ」くらいになる（本文のオランダ語の引用は、綴りに少し誤りがあると思われる『西周全集』を避けて『津田真道全集』下巻、七一四頁によった）。また、このメモで宛名は「Tsoeda Sin Itrauren Nisi Siursoeke」となっているが、オランダに到着した直後、西と津田が Hoffman 宛てに書いたオランダ語の手紙では自分らを「TSOEDA SINNITSI ROO / NISI SIOE SOEKE」と表記している（G. Vissering, *De troonsbestijging van den keizer van Japan : de relatien in ouden tijd tot Japan (Herinneringen uit het archief van mijn Vader)*, 1928, p.3）。

⑩ 前掲『西周全集』第二卷、一四四頁の「第四図」七〇四頁の活字体を参照。しかし本頁の活字体は「Statshui-shouk Kunde」となっているが、「第四図」の「Stathuishouk Kunde」の誤りと思われる。

⑪ 同上、一四三頁。

⑫ 「記五科授業之略」前掲『西周文書』コマ二二〇。

⑬ 実際に西と津田が帰国するに当たり、フィッセルリングが書いた別れの手紙には次のようなくだりがある。「……私にヨーロッパの政治学を学ぶために当地に渡航した二人の日本人学生にヨーロッパの政治学を学ばせてほしいとの依頼があった時、私はそれを承知しましたが、大いに躊躇しました。私はその際多くの困難と戦わねばならぬことを予想しました。すなわち学生諸君が私の話す言葉に未熟であること、学生諸君がヨーロッパ国民についてこれ迄教わってきた概念及び考え方の相違が甚だしいこと及びわれわれ相互がその他の点でも理解し合うことができるであろうか、ということ等であります（一八六五年一月二八日付）」（前掲、G. Vissering, 1928, pp.10～11、訳文は沼田次郎「ライデンにおける西周と津田真道」『東洋大学大学院紀要（創設三十周年記念号）』第一九集、一九八二年、二二九頁）。

⑭ 『国史大辞典』一〇、吉川弘文館、一九八九年、八四三頁。

⑮ 西周「西家譜略」前掲『西周全集』第三卷、七三七頁。

⑯ 森鷗外「西周伝」（一八九八年）『鷗外歴史文学集』第一卷、岩波書店、一九九九年、四六～四七頁。

- 17 同上、四八頁。
- 18 同上、四九頁。
- 19 藤田覚『幕末から維新へ』岩波新書、二〇一五年、一〇二頁。
- 20 引用は、同上、一〇二～一〇三頁。幕末期における昌平黌学問所の対外認識に関しては、眞壁仁『徳川後期の学問と政治』名古屋大学出版会、二〇〇七年、第一部第三章、第二・三部、奈良勝治『明治維新と世界認識体系』有志舎、二〇一〇年、第一部第一・二章を参照した。
- 21 フィッセルングのメモに現れる「*regt (recht)*」とは、「まっすぐな、直線の、直立した、正常な、まともな、正しい、適切な、しかるべき、当を得た、正当な、公正な」という意味を持つ形容詞から派生した名詞「*recht*」として、「正しさ、正義、法、法律、司法、権利、税」までの意味を含む（『講談社オランダ語辞典』講談社、一九九四年、六四五頁を参照）。
- 22 「性法」という用語は恵頓撰・丁躰良等訳・開成所版翻刻『万国公法』（一八六五年）が初出である。「第一章 第四節 公法性法猶有所別 虎哥以公法与性法有所区别 盖出於共議、而為各国所共服也、彼言余論此公法、曾引諸国之道理、史鑑詩篇以証之、非言皆足以為憑、蓋有間不免陋狹偏曲者、然世代遙遠、邦国相隔而皆同意同言、必有故焉其故無他、或天理之自然、或諸国之公議、一則為性法一則為公法也」（京都崇実館存板、第一卷、卷一の二頁）「Grotius distinguished the law of nations from the natural law by the different nature of its origin and obligation, which he attributed to the general consent of nations. In the introduction to his great work, he says, "I have used in favour of this law, the testimony of philosophers, historians, poets, and even of orators; not that they are indiscriminately to be relied on as impartial authority; since they often bend to the prejudices of their respective sects, the nature of their argument, or the interest of their cause; but because where many minds of different ages and countries concur in the same sentiment, it must be referred to some general cause. In the subject now in question, this cause must be either a just deduction from the principles of natural justice, or universal consent. The first discovers to us the natural law, the second the law of nations:……"」(Henry Wheaton, *Elements of International Law*, Second English Edition, LONDON: STEVENS & SONS, 119, CHANCERY LANE, 1880, p.3.)
- 23 「其外他書ノ名ヲ出セルハ皆未タ訳書ノミニアルモノニ非ス、中ニモ性法説約ハ続キテ梓ニモ彫ハメ世ニモ公ケニナシヌヘシ」『万国公法』凡例、同上、八頁。
- 24 金子一郎『性法説約』の発見『日本古書通信』第三四卷第二号、一九六九年、二～三頁。
- 25 神田孝平「性法略」前掲『西周全集』第二卷、一〇三頁。
- 26 明治以来法思想史を論述する長尾龍一も、西と津田が学んだフィッセルングの自然法講義は「古典的グロテイウスの自然法論」であったと述べている。かれによるとそれは、人間が「相互依存的存在であるところ」に法の淵源を求め「るものであり、「他人の自由を害さない限り各人は自由である」とする」「英国流の自由主義思想」と「理想主義的国際法肯定論」を反映するものであった（長尾龍一『日本法思想史研究』創文社、一九八一年、九～一〇頁）。
- 27 大久保健晴『近代日本の政治構想とオランダ』東京大学出版会、二〇一〇年。
- 28 同上、三六～四〇頁。
- 29 同上、三六頁。
- 30 同上、三七頁。
- 31 同上、三九頁。
- 32 西周訳『性法説約』近代デジタルライブラリー所蔵、一八七九年、一頁。なお、以下オランダ語の引用は、大久保利謙編『幕末和蘭留學關係史料集成』（雄松堂書店、一九八二年）の巻末から始まる「五科学習關係論文編」により、頁数は省略する。
- 33 同上、一頁。
- 34 同上、五～六頁。
- 35 同上、六～一〇頁。
- 36 同上、一五頁。

- ③7 同上、一六頁。
- ③8 同上、二頁。
- ③9 同上、七頁。
- ④0 戦国時代以来、中国の性説が「人間が生まれつきもっている本性」の「善悪の範疇」に結びつけて議論されてきた歴史については、溝口雄三他『中国思想文化事典』（東京大学出版会、二〇〇一年、六六―七五頁）を参照した。
- ④1 J. C. Hepburn, *Japanese and English Dictionary; with an English and Japanese index*, American Presbyterian Mission Press, 1867, p.197.
- ④2 同上、An index, p.93.
- ④3 福澤諭吉「西洋事情二編 卷之一」『福澤諭吉全集』第一卷、岩波書店、一九五八年、四八五―四八八頁、四九五頁。
- ④4 たとえば末木文美士は、「では、なぜ「哲学は日本にはじまる」などと言いつつ出さかといえ、種明かしをすれば簡単なことだ。フィロソフィー（ヒロソヒー）は確かに欧米の言葉だろうが、訳語の「哲学」は西周の造語であり、日本で、それも明治に作られた言葉だ、ということだ」といつつ「このように考える利点」として「西洋中心主義を脱することができ」「哲学」はむしろ若い学問として、これから未来へ向けて構築し、発展していく可能性に満ちている」と述べる（末木文美士『哲学の現場』トランスビュー、二〇一二年、四、一三頁）。
- ④5 代表的なものを挙げると次のとおりである。桑木巖翼「西周の百一新論」（一九四〇年）・「西周の哲学——明治初期の哲学的傾向」（一九四二年）（『日本哲学の黎明期——西周の『百一新論』と明治の哲学界』書肆心水、二〇〇八年）、蓮沼啓介「西周に於ける哲学の成立」（『西周に於ける哲学の成立』有斐閣、一九八七年）、藤田正勝「日本における「哲学」の受容」（前掲『哲学史の哲学』）、菅原光「「哲学」の発明」（前掲『西周の政治思想』）、金成根「메이지 일본에서 철학이라는 용어의 탄생과 정착——「니시 아마네 (西周)의 유학」과 「philosophy」를 중심으로——」（『東西哲学研究』第五九号、韓国東西哲学会、二〇一一年）、前掲、末木文美士『哲学の現場』。
- ④6 西周「西洋哲学に対する関心を述べた松岡鑄治郎宛の書翰」大久保利謙編『西周全集』第一卷、宗高書房、一九六〇年、八頁。
- ④7 西周「開題門」同上、一九頁。
- ④8 西周「百学連環覚書」大久保利謙編『西周全集』第四卷、宗高書房、一九八一年、四一三―四一四頁。
- ④9 前掲、金成根「메이지 일본에서 철학이라는 용어의 탄생과 정착——「니시 아마네 (西周)의 유학」과 「philosophy」를 중심으로——」三七六頁。
- ⑤0 前掲、菅原光「「哲学」の発明」一九八頁。
- ⑤1 西周「尚白劄記」前掲『西周全集』第一卷、一六五頁。
- ⑤2 同上、一六七頁。
- ⑤3 同上、一六七―一六八頁。
- ⑤4 同上、一六九―一七〇頁。
- ⑤5 「説文」に「玉を治むるなり」とあり、「韓非子、和氏」に「王乃ち玉人をして其の璞を理めしむ」のようにいう。玉に文理があり、磨いてそれをあらわすことをいう。人の皮膚にも肌理がある。またすべて条理のあることをいい、地にも山川の文があるので、天文に対して地理という。さらに人に及ぼして情理・理気といい、客観化して道理・天理のように用いる」白川静『新訂 字統』平凡社、二〇〇四年、九〇五頁。
- ⑤6 人間の言語形成における非歴史的イメージについては、ヴァルター・ベンヤミンの「非感性的類似性」という概念を参照されたい。（浅井健二郎編訳『ベンヤミン・コレクション二』筑摩書房、一九九六年、七八―八〇頁）。
- ⑤7 前掲、菅原光「「哲学」の発明」二〇〇頁。
- ⑤8 西周「尚白劄記」前掲『西周全集』第一卷、一七一頁。
- ⑤9 「百一新論」では「先生には平素より百教一致という説をご主張なさると承りましたが、実にさようでござるか。」という問いに対して直ちに次のように答えている。「……いかにも一致のように存せらるるゆえ、朋友と話のついでにさることまで論じたことがござる」（西周「百一新論」『日本の名著 三四』七一頁）。
- ⑥0 桂島宣弘「東アジアの近代と「翻訳」」『自他認識の思想史——日本ナ

⑥1 ショナリズムの生成と東アジア』有志舎、二〇〇八年、一三八頁。
 未完成である「生性発蘊」は全二篇に構成されている。西周全集を編集した大久保利謙は、一篇は「哲学の性質を論じ、さらに西洋哲学史を概説し」、二篇は「コント哲学の解説の部分の翻訳をかかげている」と述べているが、これは誤りである。ルイスの本と「生性発蘊」を対照してみれば

わかるように、一篇は、ルイスの *A Biographical History Of Philosophy* (1845-1853) のなかでヘーゲルまでの哲学史を要約・翻訳したものである。